

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第二十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和五年九月一日から施行する。

令和五年八月三十一日

国税庁長官 住澤 整

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
○別表			○別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同左]		
規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用 事務実施者が 適当と認める 方法	あらかじめ個人 番号利用事 務実施者が当 該提供を行う 者の個人番号 カード用利用 者証明用電子 証明書（電子署 名等に係る地 方公共団体情 報システム機 構の認証業務 に関する法律 （平成十四年 法律第百五十 三号。以下「公 的個人認証法」 という。）第二 十二条第一項 に規定する個人 番号カード 用利用者証明 用電子証明書 をいう。以下同 じ。）又は移動 端末設備用利	規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用 事務実施者が 適当と認める 方法	あらかじめ個人 番号利用事 務実施者が当 該提供を行う 者の個人番号 カードに記録 された利用者 証明用電子証 明書（電子署名 等に係る地方 公共団体情報 システム機構 の認証業務に 関する法律（平 成十四年法律 第百五十三号。 以下「公的個人 認証法」とい う。）第二十二 条第一項に規 定する利用者 証明用電子証 明書をいう。以 下同じ。）及び 同法第三条第 一項に規定す

		<p> <u>ユーザー証明用電子証明書</u>（<u>公的個人認証法第三十五条の二</u>第一項に規定する<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>をいう。以下同じ。）及び<u>署名用電子証明書</u>（<u>公的個人認証法第三条</u>第一項に規定する<u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>又は<u>公的個人認証法第十六条の二</u>第一項に規定する<u>移動端末設備用署名用電子証明書</u>をいう。以下同じ。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>又は当該<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>の送信を受け、ことにより認証する方法 </p>			<p> <u>署名用電子証明書</u>（以下「<u>署名用電子証明書</u>」という。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該<u>利用者証明用電子証明書</u>の送信を受け、ことにより認証する方法 </p>	
[略]				[同左]		

備考 表中の[]の記載は注記である。